

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの関係を重視し、当社の経営理念のもと、2014年度～2016年度中期経営計画「Value Creation 300」に掲げる経営目標を実現するために、誠実かつ公正な企業活動を遂行することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、最も重要な課題であると考えております。

【経営理念】

- ・リース事業を通じて企業活動をサポートし、社会の発展に貢献する。
- ・顧客第一主義に徹し、最高のサービスを提供する。
- ・創造と革新を追求し、株主・市場から評価される企業を目指す。
- ・自ら考え積極的に行動する社員を育て、働き甲斐のある職場を創る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針等について、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を定め、当社ホームページにおいて開示しております。(http://www.fgl.co.jp/csr/corporate/governance.html)

【原則1-4】株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針ガイドラインの第6条第1項及び第2項をご参照ください。

【原則1-7】関連当事者間の取引ガイドラインの第7条をご参照ください。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念については、上記1.をご参照ください。

経営戦略、経営計画については、当社の中期経営計画を事業報告及びホームページにおいて公表しております。

(http://www.fgl.co.jp/IR/data/pdf/05_00379.pdf) (http://www.fgl.co.jp/topics/pdf/160510_04.pdf)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記1.及びガイドラインをご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
ガイドラインの第19条及び(注2)をご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
ガイドラインの第9条、第10条、第11条をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明

取締役・監査役候補の指名理由については、「第47期定時株主総会招集ご通知」提供書面の株主総会参考書類において開示しております。
当社ホームページをご参照ください。

(http://www.fgl.co.jp/IR/stocks/pdf/01_00036.pdf)

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要
ガイドラインの第8条第4項及び(注1)をご参照ください。

【原則4-8-1】社外取締役の選任についての考え方
ガイドラインの第9条をご参照ください。

【原則4-9】社外役員の独立性判断基準
ガイドラインの別紙(独立性基準)をご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
ガイドラインの第9条、第10条をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、「第47期定時株主総会招集ご通知」提供書面の事業報告や株主総会参考書類において開示しております。

当社ホームページをご参照ください。

(http://www.fgl.co.jp/IR/stocks/pdf/01_00036.pdf)

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

ガイドライン第18条に基づき、実施しました2015年度の取締役会全体の実効性に関する評価の方法及び結果の概要は次のとおりです。

当社では、すべての取締役及び監査役(以下「役員」といいます。)に対して取締役会の実効性に関する分析・評価の主旨等を説明のうえ、取締役会の規模・構成、機能・役割、運営等の評価項目に関する質問票を配付し回答を求め、併せて必要に応じインタビューを実施しました。

その回答等を踏まえ、取締役会は審議の結果、当社取締役会の実効性は確保されていることを確認することができましたが、当社は2015年度から取締役会の機能向上のため、社外取締役・社外監査役に対する情報提供の充実などの諸施策を実施しており、これらの施策を着実に推進することで、取締役会の実効性はより一層向上すると判断されます。

また、今回の分析・評価により、取締役会が経営戦略・経営計画等の重要な議題に傾注し、議論をより充実させるために、議案の絞り込みを行うことが必要であることを認識いたしました。

今後、当社の取締役会では、以上の分析・評価の結果を踏まえ、一層の改善に向けた検討を進めることにより、取締役会の実効性を更に高め、ひいては当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めて参ります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

ガイドラインの第17条をご参照ください。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

ガイドラインの第5条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒューリック株式会社	4,218,200	13.93
明治安田生命保険相互会社	2,261,400	7.47
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,512,300	4.99
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,152,400	3.80
アズビル株式会社	1,000,000	3.30
株式会社みずほ銀行	907,900	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	895,800	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	750,100	2.48
ジェーピー モルガン チェース バンク 380634	504,500	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	499,840	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員

1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南直哉	他の会社の出身者								△			
一色誠一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南直哉	○	<p><社外取締役の属性情報> 東京電力株式会社の元社長であり、当社は同社との間に社債の引き受けがありますが、その額は売上高の1%未満です。</p>	<p>東京電力株式会社社長(2002年退任)を務められたほか、上場会社の社外役員や一般社団法人理事長等数々の要職を歴任されており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。</p> <p><独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。</p>
			JX日鉱日石エネルギー株式会社代表取締役

一色 誠一	○ JX日鉱日石エネルギー株式会社の顧問を兼務 <社外取締役の属性情報> JX日鉱日石エネルギー株式会社の元社長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は売上高の1%未満です。	社長のほか、JXホールディングス株式会社取締役、株式会社ENEOSセルテック社長を歴任されており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。 <独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

2015年11月5日設置済。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、効果的かつ効率的な監査を実施するため、監査結果やその他の情報について、報告会や意見交換、打ち合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

また、内部統制部門が構築、運用している内部統制システムの整備状況については、内部監査部門、監査役及び会計監査人が各々の監査結果を情報交換により共有しその状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
沼野 輝彦	弁護士													△	
上杉 純雄	他の会社の出身者							△							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼野 輝彦	○	<p>弁護士</p> <p>＜社外監査役の属性情報＞ 学校法人日本大学の元副総長であり、当社は同学校法人との間に通常のリース取引がありますが、その額は売上高の1%未満です。</p>	<p>弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から適切な監査を遂行し、高度な法律面でのアドバイスをいただくため。また、弁護士として会社関係訴訟事件に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため。</p> <p>＜独立役員指定事由＞ 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。</p>
上杉 純雄		<p>西松建設株式会社の監査役を兼務</p> <p>＜社外監査役の属性情報＞ ユーシーカード株式会社の元社長、株式会社みちのく銀行の元会長、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（旧株式会社損害保険ジャパン）及び株式会社ジェイティービーの元監査役で、西松建設株式会社の監査役を兼職しております。当社はみちのく銀行との間に借入、出資等の取引があります。また、ユーシーカード株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（旧株式会社損害保険ジャパン）及び西松建設株式会社との間に通常のリース取引があり、西松建設株式会社との間に貸付等の取引があり、株式会社ジェイティービーとの間に保証等の取引がありますが、その額はいずれも売上高の1%未満です。</p>	<p>金融機関における長年の取締役経験と財務等に関する豊富な知見を有しているため。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役を支給する報酬は、次の3つによって構成されます。

- (1)基本報酬
- (2)業績連動報酬(年次賞与)
- (3)株式報酬(株式報酬型ストックオプション)

報酬の水準については、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準を踏まえ、会社業績及び各人の会社業績への貢献度等を考慮して決定しております。また、報酬の割合については、上場企業における平均的な報酬割合を踏まえ、基本報酬1に対して変動報酬の割合を0.5とし、変動報酬の内訳はリース業界の収益構造の特性を踏まえ、業績連動報酬と株式報酬の割合を4:6とし中長期インセンティブの比率を高めております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

付与対象者の「その他」は執行役員であります。

【新株予約権の付与状況】(新株予約権1個当たり100株)
2015年度 取締役 137個 執行役員 149個 計286個

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2015年度 取締役の報酬等の総額 309 百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬と会社業績及び株主価値との連動性を高めることにより業績の向上及び株価上昇への意欲や士気を高め、「安定した業績と成長を確保し、企業価値を高めていく」という企業目標の達成を推進する観点から、役員に固定報酬として支給する基本報酬のほかに変動報酬として業績連動報酬及び株式報酬を導入しております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準及び会社の経営状態等を参考にし、取締役会の決議により決定します。

業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、売上高、経常利益等の連結業績及び各人の業績への貢献度等に応じて、取締役会の決議により決定します。

株式報酬として、取締役に付与する新株予約権の個数は、株主総会で承認された発行数の範囲内で、取締役会の決議により支給します。

なお、監督職である社外取締役については、短期インセンティブやエクイティ報酬の考え方が馴染みにくいため固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会議案の事前送付及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社の業務執行、監査・監督等に係る経営組織その他コーポレート・ガバナンスに係る組織の内容は以下のとおりです。

イ. 取締役会

取締役9名により構成され、経営に関する重要事項及び法令・定款・取締役会規程で定められた事項について審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。また、取締役会の客観性・透明性を高め監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。なお、2015年度は13回開催いたしました。

ロ. 指名・報酬等諮問委員会

取締役会の任意の委員会として、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。指名・報酬等諮問委員会は、独立社外取締役2名と社内取締役1名で構成され、次の事項を審議し、取締役会に答申します。

- (1) 取締役候補者・監査役候補者の選定
- (2) 取締役の報酬
- (3) 最高経営責任者の後継者計画
- (4) 取締役会全体の実効性についての分析・評価
- (5) その他取締役会が諮問する事項

ハ. 監査役会

常勤監査役2名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)の合計4名により、監査役会を構成しております。各監査役は監査役会において策定した監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、業務及び財産の調査並びに会計監査人・内部監査部門の監査結果の

聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。なお、2015年度は11回開催いたしました。

二. 経営会議

常務以上の執行役員、経営企画部長、営業企画部長、総務部長により構成され、常勤監査役も常時出席する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として月1回以上の頻度で開催し、代表取締役社長に委任された業務の執行・施策の実施に関する意思決定、及び内部統制に関する重要事項等について審議し、経営判断の質的向上と意思決定の迅速化を図っております。なお、2015年度は19回開催いたしました。

ホ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括役員を委員長、企画・管理部門6部署の長を常任委員、法務コンプライアンス室を事務局とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、年4回、四半期に1度の頻度で開催し、コンプライアンス体制の整備とコンプライアンスに係る年次計画を推進する為の事項を審議・協議いたします。また、同委員会における審議・協議事項は、経営会議・取締役会に対し報告・提言などがなされ、コンプライアンス体制の整備・強化を図る施策を講じております。

また、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス統括役員を委員長とし、国内の連結有子会社の代表者又は管理職を委員、経営企画部と法務コンプライアンス室を事務局とする芙蓉総合リースグループ・コンプライアンス委員会を設置し、これを概ね年3回開催して、当社グループ全体としての体制整備を含むコンプライアンスの実践に努めております。

ヘ. 内部監査

内部監査部門として監査室(5名)を設置しております。監査室は、全部店及び主要な子会社に対し業務監査を実施しており、内部統制を確実に機能させるとともにその有効性検証の一翼を担っております。これらの業務監査結果については都度社長及び監査役に報告されるとともに、経営会議において定期報告を実施しております。

ト. 会計監査

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。当社と同監査法人又はその業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。当社の会計監査を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

公認会計士の氏名、所属する監査法人名

〈公認会計士の氏名等〉	〈所属する監査法人名〉
業務執行社員 茂木 哲也	新日本有限責任監査法人
業務執行社員 久保 暢子	新日本有限責任監査法人

* 継続監査年数については、全員7年以内であります。

* 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

* 監査に係る補助者は公認会計士8名、会計士補等16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役は内部監査部門及び内部統制部門と密接に連携して監査を行っており、また独立性を確保した社外監査役を設置していることから、コーポレート・ガバナンスの機能は十分に確保されております。また、取締役会の監督機能の向上のため、外部的視点から業務執行に対する監督及び助言を得るべく独立性を確保した複数の社外取締役を設置しております。さらに、当該社外取締役が過半数を占める「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、恣意性を排除するとともに透明性の高い経営体制としております。加えて、社外取締役と監査役会等との連携により、コーポレート・ガバナンスの強化、ひいては継続的な企業価値の向上が一層図れるものと考えております。

なお、当社では、経営の監督機能と業務執行との分離により、意思決定のスピードアップと経営効率を高めるため、執行役員制度を導入しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第47期定時株主総会招集通知は法定期日の1週間前(開催日の3週間前)の2016年6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第47期定時株主総会は2016年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月27日開催の第37期定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第42期定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知は、取締役会決議の後、発送前の2016年5月27日に自社のホームページに掲載してインターネット環境下での閲覧を可能としております。 また、2016年5月28日から株式会社東京証券取引所の所管する「東証上場会社情報サービス」にてインターネット環境下での閲覧を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2010年3月にディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期、第2四半期の決算短信発表後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算の概要、決算説明会資料、有価証券報告書、ニュースリリース等のIR資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 コーポレートコミュニケーション室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定め、この規範に各ステークホルダーに対する基本姿勢を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営企画部 コーポレートコミュニケーション室を設置し、社会の一員として経済面のみならず環境面、社会面の幅広い分野における責任を果たすCSR活動を展開しております。当社は、主要な5社の子会社とともに、環境マネジメントシステムを構築し、自社の省エネ・省資源の活動、お客さまの省エネに寄与するESCOサービス、パソコンの再利用に寄与するPC Eco&Valueリースなどの本業を通じた環境活動、リマーケティング機能の強化による3R活動等を推進しています。2015年9月には第10回目となる「CSR報告書2015」を発行いたしました。なお、CSR報告書は当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、上記「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において、IR活動を重視し、双方向のコミュニケーションを緊密に行うとともに、適時・適切かつ積極的に情報を開示し、市場から信頼される「開かれた経営」を目指す旨を規定しております。
	当社では、女性の活躍推進を経営上の重要課題と捉え、女性がこれまで以上にもてる能力を

その他

存分に発揮できる環境整備を進めています。

2014年12月には、「女性の役員・管理職登用にに関する自主行動計画」を策定し、「採用」「人材育成」「風土改革」「両立支援」の4つのテーマで、女性のさらなる活躍推進に向けた施策をスタートさせました。

具体的には、個人別キャリアプランの設計による育成方針の明確化や、管理職候補者のキャリア開発支援、働きやすい職場づくりに向けた風土改革、育児休業支援策の拡充などに取り組み、2020年までに女性管理職を計画策定時の1.5倍(40名)にすることをめざしています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖(もと)ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めている。「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人及び当社監査室による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「経営会議規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」において管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、レピュテーションリスク及びその他のリスクに区分し、各リスク管理の基本方針に定める体制・方法によりリスクの特性や重要性に応じた管理を実施している。

この他、非常災害の発生に備えた「緊急時対策規程」、情報管理に関わる「秘密情報管理規程」等を制定して損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制による業務分掌の明確化、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、中期経営計画に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しており、今後も予算統制等によるPDCAサイクルの充実を図り、効率的な体制を維持し、向上させる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を共有し、各社の事業特性を踏まえてグループ一体となった経営を行う。

当社は、すべての子会社に取締役を派遣しており、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認又は報告を求めるなどの管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持している。

各子会社における自律的な内部統制を基本としつつ、当社は主要子会社について監査室による業務監査を定期的実施するほか、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することにより、改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役が監査役を補助する従業員を置くことを求めた場合、所定の手続に従ってすみやかに当該従業員を配置する。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて前項の従業員を置いた場合、取締役からの独立性を確保し、監査役から指示された職務の実効性を担保するため、人事異動等については監査役の同意を得るなど必要な措置を講じる。

9. 当社監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役に対し(1)当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実(2)取締役、執行役員及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨(3)その他、法令及び監査役会又は監査役が求めた事項について報告を行う。

(2) 子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社の監査役が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査役に報告する。当社の監査役は、当社および子会社の監査役で構成するグループ監査役会議を定期的開催して監査結果の報告を受け、情報の共有を図る。また、グループ内部通報制度については、通報窓口当社の監査役を追加するほか、他の窓口に通報された場合も当社の監査役に適切に報告されるよう、情報ルートを整備する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が前項の報告をしたことを理由として不利な扱いを行わない。また、内部通報取扱規程においても、監査役への通報者又は報告者の保護を明記する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び経営会議等への出席、経営者との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付、監査室からの業務監査結果の報告などにより、監査役が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を提供することで監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図る。

13. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを宣言するとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けたコンプライアンス規程・対応マニュアルの制定、従業員に対する教育研修の実施、警察当局との連携等、組織的な対応を実施している。今後も反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持し、対応の徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力には一切の商品・サービスを提供いたしません。適切な事前審査を実施し、取引を入口で未然に防止し、また事後的に反社会的勢力であると判明した場合には、速やかに取引を解消します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)「コンプライアンス規程準則(反社会的勢力関係)」を制定し、更に反社会的勢力との関係遮断に向けた対応要領である「反社会的勢力対応マニュアル」等を制定し、役職員に対する教育・研修により、その周知・徹底を図っております。

(2)反社会的勢力との関係遮断にかかる統括部署や不当要求防止責任者を設置し、社内連絡体制や警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士といった外部専門機関との連携体制を構築し、組織的な対応を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合、また既に開示した重要な会社情報に関し重大な変更等が行われた場合には、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時情報開示規則に則り、適時・適切かつ公正に情報を開示することに努めております。

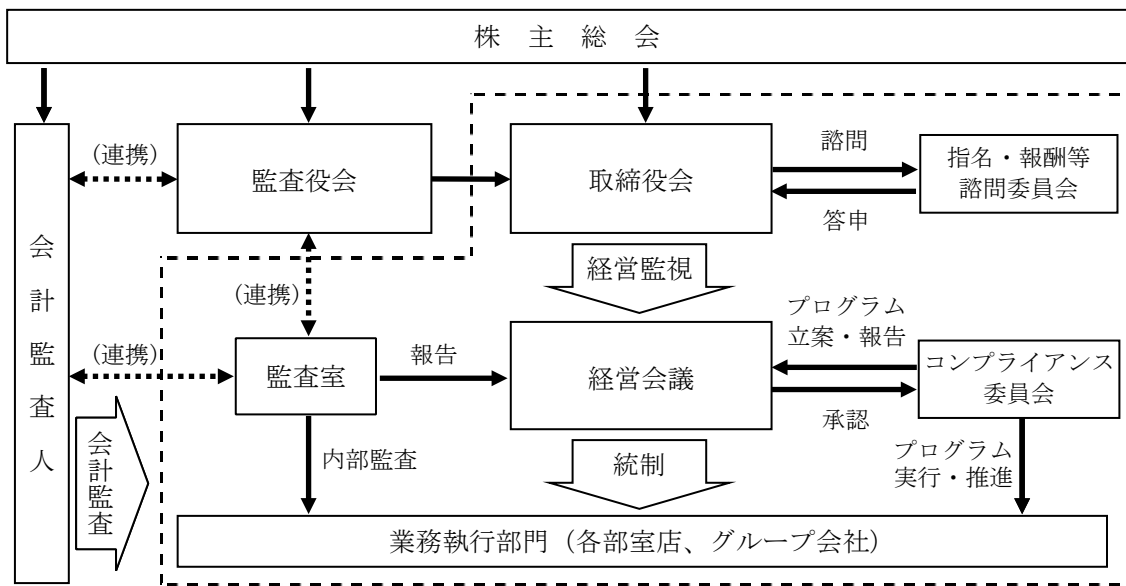
そのため当社では、適時開示情報を把握するために「適時開示等に関する重要情報」の取扱手続きを定めており、当該社内手続きの周知徹底を図るとともに、「内部者(インサイダー)取引管理規程」、「即報規程」及び「秘密情報管理規程」に従い、会社情報の適切な管理を行っております。

当社における重要な決定事実、発生事実、決算に関する情報等については、情報集約部署または情報開示担当部署において、金融商品取引法をはじめとした諸法令ならびに株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づく開示の必要性の有無、開示の時期および方法の検討を行い、取締役会等による決定あるいは情報管理統括役員の判断により、速やかに開示を行うこととしております。また、当社の監査役会から適時助言、指導を受けており、必要に応じ会計監査人からもアドバイスをを受けております。

当社では、適時開示すべき会社情報について、株式会社東京証券取引所の所管する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」へ情報登録を行った後、同取引所からの照会に係る対応や事前説明を行います。その後、同取引所の開示処理を経て、指定された開示時刻になると、登録された開示情報がTDnetを通じて多数の報道機関に伝達されます。また、それと同時に「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、公衆縦覧に供されます。なお、開示情報については、公表後、当社ホームページにも掲示しております。

【参考資料】

1. コーポレート・ガバナンス体制模式図



2. 適時開示体制模式図

